

# 単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当 木田、金崎 電話 222-3952 )

|      |                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 件名   | (単価契約) 陶磁器製の食器の回収及び再資源化処理業務委託                                            |
| 予定数量 | <div><div>・陶磁器製の食器の収集運搬 38回</div><div>・陶磁器製の食器の再資源化 74,000kg</div></div> |
| 契約期間 | 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで                                                   |
| 契約条件 | 欄外の「(単価契約) 陶磁器製の食器の回収及び再資源化処理業務委託仕様書」のとおり                                |

## (単価契約) 陶磁器製の食器の回収及び再資源化処理業務委託仕様書

### 1 目的

本業務は、京都市（以下「本市」という。）が回収した「陶磁器製の食器」について、一時保管を行っている本市まち美化事務所（５－（２）のとおり）を巡回して回収し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令に基づき、適正に再資源化することを目的とする。

### 2 契約期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

### 3 予定数量

回収 ３８回

再資源化 ７４，０００キログラム

### 4 対象品目

受託人がまち美化事務所に事前送付する保管用の容器（５－（１）アに示す）に保管されている陶磁器製の食器。

### 5 業務の内容

#### (1) 回収に必要なものの準備

##### ア 保管用の容器

折り畳みができる柔軟な材料を用いた袋状のもので、吊り上げるためのつり部と、陶磁器製の食器を出し入れできる開口部を備えた、充填荷重が１トン程度の保管用の容器（フレキシブルコンテナバッグ等）を準備し、５－（２）に示す各まち美化事務所に、本市の指示のもと、送付すること。

##### イ 車両

積載重量が４トン以上のトラック及び保管用の容器ごとトラックに積み込める性能を有したリフト類一式を用意すること。

なお、トラックとリフトが一体となっても支障ないものとする。

#### (2) 回収

次の表に示す６箇所のまち美化事務所を巡回し、回収を行う。回収日時は本市の保管状況を踏まえ、協議のうえ決定する。

回収の時間帯は９時から１２時まで又は１３時４５分から１６時４５分までに行うこと。

|                             |
|-----------------------------|
| 東部まち美化事務所（京都市左京区高野西開町34-3）  |
| 山科まち美化事務所（京都市山科区小野弓田町3）     |
| 南部まち美化事務所（京都市南区西九条森本町50）    |
| 西部まち美化事務所（京都市右京区西院西貝川町57-1） |
| 西京まち美化事務所（京都市西京区樫原秤谷町37）    |
| 伏見まち美化事務所（京都市伏見区横大路千両松町447） |

(3) 計量

回収した陶磁器を、計量法の基準を満たす機器で計量すること。

(4) 再資源化处理

回収した陶磁器を、適正に再資源化すること。再資源化の方法については、予め本市に報告し、その報告内容に従い、業務を行うこと。異物が混入していた場合は、適正に処理を行うこと。また、施設に搬入後、再資源化处理を行うまでに保管の必要がある場合は、適正に保管すること。

(5) 報告

次に示す２種類作成し、提出すること。

ア 実績報告書

毎月月末締めで、当月分の再資源化量をまとめた報告書を作成し、翌月の１５日までに提出すること。ただし、令和９年３月分については、当月内に速やかに提出すること。様式については協議のうえ、決定する。

イ 計量結果を証明するもの

計量証明書又は計量結果を証明できるものを、アと合わせて提出すること。

6 受託条件

本業務を受託しようとする者で、再資源化施設の処理能力が１日あたり５トン以上であった場合、次のア又はイのいずれかの条件を満たし、取扱廃棄物の種類に「陶磁器くず」が含まれていること。

ア 廃棄物処理法第７条第６項に定める許可を、再資源化施設がある市町村から受けていること。

イ 廃棄物処理法第８条第１項に定める許可を、再資源化施設がある都道府県から受けていること。

7 委託料の支払い

本市は、その履行を確認し、適法な請求書を受理した後、３０日以内に受託人に当該請求金額を支払うものとする。

8 経費負担

本業務の履行に伴う費用は、全て受託人の負担とする。

9 業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等の責任

本市の責に帰すべきものを除き、業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等に関して、本市は一切の責任を負わない。全て受託人の責任において処理すること。

10 再委託の禁止

受託人は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

11 守秘義務

受託人は、本業務の履行に伴い知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

12 その他

- (1) 受託人は、6に示す許可の許可証の写しを本市に提出すること。
- (2) 契約書及び仕様書に記載なき事項については、協議により、その都度決定する。
- (3) 予定数量は過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。  
大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。